



県民経済計算標準方式 (平成 17 年基準版)

平成 27 年 3 月 改訂

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

は し が き

県民経済計算は地域経済の循環を巨視的に計測することにより、経済分析はもとより、県の行・財政、経済に関する政策決定や、政策効果の測定などさまざまな分野で利用されている重要な統計情報のひとつである。

県民経済計算の推計にあたっては、国民経済と県民経済の比較、県民経済相互の比較など地域データとしての利用分析面からの諸要請にこたえるため、全国共通の方式で推計がなされるよう標準化の基準として従来から県民経済計算標準方式が作成されており、国民経済計算が平成 23 年 12 月に金融仲介サービスに関する概念変更 (FISIM の導入)、資産推計の充実・改善 (固定資本減耗への時価評価の導入ほか) などの平成 17 年基準改定を行ったことに伴い、このほど「県民経済計算標準方式 (平成 17 年基準版)」としてとりまとめたものである。

県民経済計算はこの標準方式によって推計が行われることとなるが、利用過程でさらに改良すべき点が生じることも考えられる。今後ともさらに精練された標準方式とするよう努めていく所存である。

平成 25 年 1 月

国民経済計算部

目 次

は し が き

第1章 県民経済計算の概要	1
1. 県民経済計算の目的	1
2. 県民経済計算の基準	1
3. 県民経済計算体系の概要	1
4. 県民経済計算の機能	2
第2章 県民経済計算の特性と県民経済計算標準方式	3
1. 地域区分としての県	3
2. 国民経済計算体系からの簡素化と拡充	3
3. 県間比較を可能とする標準方式	4
4. 県における1次統計の制約	4
5. 多面的な利用の拡大	4
第3章 県民経済計算標準方式による経済の循環と構造のとらえ方	5
1. 勘定体系	5
2. 取引主体の分類	6
3. 県内概念と県民概念	9
第4章 県民経済計算の勘定	10
1. 統合勘定	10
表4-1 統合勘定 県内総生産（生産側と支出側）	12
表4-2 統合勘定 県民可処分所得と使用勘定	12
表4-3 統合勘定 資本調達勘定（実物取引）	12
表4-4 統合勘定 県外勘定（経常取引）	13
2. 制度部門別所得支出勘定	14
表4-5 所得支出勘定 非金融法人企業	17
表4-6 所得支出勘定 金融機関	18
表4-7 所得支出勘定 一般政府	18
表4-8 所得支出勘定 家計（個人企業を含む）	19

表 4－9	所得支出勘定	対家計民間非営利団体	20
3.	制度部門別資本調達勘定（実物取引）		21
表 4－10	資本調達勘定	非金融法人企業	21
表 4－11	資本調達勘定	金融機関	21
表 4－12	資本調達勘定	一般政府	21
表 4－13	資本調達勘定	家計（個人企業を含む）	22
表 4－14	資本調達勘定	対家計民間非営利団体	22
第 5 章	県民経済計算の主要系列表および付表		23
1.	主要系列表		23
表 5－1	主要系列表 1	経済活動別県内総生産（名目、実質、デフレーター）	25
表 5－2	主要系列表 3	県民所得および県民可処分所得の分配	27
表 5－3	主要系列表 4	県内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター）	30
2.	付表		31
表 5－4	付表 1	一般政府の部門別所得支出取引	33
表 5－5	付表 2	社会保障負担の明細表（一般政府の受取）	35
表 5－6	付表 3	一般政府からの家計への移転の明細表（社会保障関係）	36
表 5－7	付表 4	経済活動別県内総生産および要素所得	37
表 5－8	付表 5	経済活動別の就業者数および雇用者数	39
表 5－9	付表 6	家計の形態別最終消費支出の構成	40
付章	県民経済計算の発展経緯		41
1.	県民所得統計から県民経済計算への発展		41
2.	県民経済計算の標準方式と国民経済計算の関連		43

第1章 県民経済計算の概要

1. 県民経済計算の目的

県民経済計算は、都道府県民（以下「県民」という）経済の循環と構造を、生産、分配、支出の3面にわたり記録することにより県民経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な県経済指標として政策運営に資するとともに、家計・企業の意味決定の基礎を提供することを主な目的とする。あわせて国民経済における各県民経済の位置を明らかにするとともに、各県民経済相互間の比較などによる国民経済の地域的分析を可能とするものである。

2. 県民経済計算の基準

県民経済計算は、国民経済計算に基づき、県民経済を包括的、整合的、統一的に記録するものである。日本の国民経済計算は、国連統計委員会の勧告、A System of National Accounts 1993（以下「93SNA」という）に準拠している。同委員会は、すでに93SNAの改定として2008SNAを採択しており、世界各国は2008SNAへの移行を進めている。県民経済計算は、都道府県（以下「県」と略す）の行政区域により地域を区分し、国民経済計算に準じて地域内の経済活動を記録するものである。

以下において、国際基準である国連統計委員会の勧告をSNA、その日本での適用の在り方を（日本の）国民経済計算と呼んで区別する。

3. 県民経済計算体系の概要

県民経済計算においては、経済取引を複式簿記の原理に基づいて、財貨の購入と同額の現金の減少のように2重記帳により記録する。取引の相手にも同額の2重記帳があるため、4重記帳となる。これらの取引は、経済活動別および制度部門別の勘定に即して記録されるとともに、これらを統合した県内勘定および県民勘定が作成される。

この場合、経済理論上の根拠や経済分析上の目的に裏付けられた概念により、取引の分類、取引主体の部門分割や取引場所の区分などが明確にされる。

4. 県民経済計算の機能

県民経済計算は県という行政区域における経済活動の実態を、マクロ的視点から総合的に把握するものである。これにより地方行政の目標設定や諸施策の評価ができる。

- (1) 県民経済計算は地域の所得水準や経済成長率を計測することができ、県間比較により県経済の全国に対する位置の判定とともに県経済の動向を知ることができる。
- (2) 地域経済の基本構造の実態が明らかにされることにより、
 - ① 生産面においては、県内産業構造の実態が明らかとなる。
 - ② 分配面においては、所得の分配の態様を分析することにより、生産要素への配分の実態が明らかになる。
 - ③ 支出面においては、地域経済における総需要の構造や動向、つまり消費、投資、移出などの構成や増減が明らかにされる。
 - ④ 所得の移転関係をとらえることにより、所得再分配の態様や効果を明らかにすることができる。
 - ⑤ 担税能力の評価尺度としての県民の担税率等が明らかになることから、地方税収の見込みに数量的根拠を与えることができる。
 - ⑥ 県際取引を受け払いにわたってとらえることにより、生産物の移出入や生産要素つまり労働や資本の県間移動の実態が明らかにされ、他県経済との関連ないし対外依存度を知ることができる。
- (3) 制度部門別に、投資やその処分の態様がとらえられることにより、県民経済の内部における構造や相互依存関係を明らかにすることができる。
- (4) 制度部門別に、投資やそのための資金調達の関係が明らかにされ、地域経済における投資や資金の配分を明らかにすることができる。
- (5) 経済活動別の中間投入を明らかにし、県内産業の技術構造の分析を可能とする。

第2章 県民経済計算の特性と県民経済計算標準方式

県民経済計算は、国の経済活動を県という地域単位に細分化し、その状態を記録しようとするものであり、国民経済計算とは1面において異なった特性を有している。

1. 地域区分としての県

県という地域を1つのまとまりをもった自立的経済圏としてとらえることができれば、そこに県民経済としての経済循環の構造を想定することが可能となり、国民経済における国民経済計算と同じように、その地域についての地域経済計算体系を構想することができる。

しかし、県民経済計算において、地域区分の基準単位となっている県という地域は、行政区画であって、必ずしも自立的な経済圏を構成しているとは限らない。

したがって、県民経済計算を国民経済計算と同様に体系づけることには、理論的な難点や統計上の制約も大きい。しかし、経済政策、社会政策の多くが県を単位に展開されており、それらの基盤となる情報の整備が不可欠である。

県民経済計算はこのような事情を背景として、理論と現実との接点の上で実際面からの有用性を基礎に成り立っているものである。

2. 国民経済計算体系からの簡素化と拡充

国民経済計算を単純に県という地域別に分割しただけでは、県民経済計算にはならない。国民経済計算の体系はそのまま県に適用するには、範囲が広すぎ、分類等の程度も過大であるかもしれない。他方で、県経済の構造は国民経済に比べれば単純であり、ある程度の簡素化も考えられる。

しかし、県民経済計算は、国民経済計算に比べてすべてにわたり簡素化ができるわけではない。国民経済計算との比較において、対外取引が大きいことも県民経済計算の特徴である。国内地域間の取引は、実物取引、金融取引とも、法律上あるいは税務上の規制を受けることが少ないため、県際取引は極めて大きく、取引の経路や形態も多岐にわたる。輸出入と移出入の区別や企業内取引の取り扱いなど、国民経済計算の拡充を必要とする側面もある。このように、県民経済計算は、国民経済計算の基本的な考え方や仕組みを採用する上で、簡素化と複雑化という2つの方向を目指すことになる。

3. 県間比較を可能とする標準方式

県民経済計算は、国民経済計算を簡素化と同時に拡充するものであるが、それぞれの県での対応が異なれば、県間の比較可能性が失われ、県民経済計算の有用性の低下を招くこととなる。このため、県民経済計算が共通の標準方式を適用して推計されることにより、県間比較を通じて各県の国民経済における的確な位置付けを行うことが可能となる。県民経済計算標準方式の目的はここにある。

4. 県における1次統計の制約

日本の1次統計は、一般的には行政区画単位で収集されているが、集計については国レベルのみで行われ、県別の集計値が利用可能でないことが多い。

県民経済計算は、数多くの1次統計資料を利用することによって作成される加工統計であるため、基礎となっている統計資料の有無によって推計方法が制約される。このことは、反面で、県等の地域における各種の1次統計の整備、改善の方向を示唆するが、これも県民経済計算の重要な機能である。

5. 多面的な利用の拡大

県民経済計算は、地域経済に関する総合的な指標として、国の中央、地方の関係機関において、また学界、民間等において地域経済分析、事業経営指針策定等の基礎的資料として、その利用が年々拡大してきている。したがって、今後は、より一層の内容、推計方法の整備、充実が重要となる。

第3章 県民経済計算標準方式による経済の循環と構造のとらえ方

1. 勘定体系

県民経済計算においてもっとも基本的な関係は、生産あるいは移輸入される財貨・サービスは消費されるか、資本形成に使われるか、移輸出されなければならないということである。このような関係を、SNA では経常勘定、蓄積勘定およびバランスシートにより記録する。これらの勘定は相互に密接に結びついている。県民経済計算の現行の標準方式では、経常勘定と蓄積勘定のうちの資本勘定（蓄積勘定には、他に金融勘定、その他の資産量変動勘定および再評価勘定がある）である資本調達勘定（実物取引）が取り扱われる。

（1）経常勘定

経常勘定は生産勘定と所得支出からなる。生産勘定では、財貨・サービスを生産する活動が記録され、産出から中間投入を差し引いて付加価値が得られることが示される。

所得支出勘定では、付加価値からの1次所得（雇用者報酬、生産・輸入品に課される税、営業余剰・混合所得）の分配、社会保障などによる再分配、最終消費および貯蓄が記録される。

（2）資本調達勘定

資本調達勘定の実物取引表では、所得支出勘定から得られる貯蓄に資本移転の純受取が記録され、これらの合計と固定資本形成、在庫品増加および土地の純購入の合計の差が純貸出／純借入となる。

（3）取引記録の基準

以上の勘定に取引を記録する時点について、SNA は発生主義の原則をとり、県民経済計算でも同じである。発生基準では、経済価値が創出され、さらに加工され、また、交換、移転、消滅する時点において記録される。すなわち、所有権の変更を伴う取引は変更が生ずる時点で、サービスは提供される時点で、産出は生産物がつくり出される時点で、中間消費は原材料が使用される時点で記録される。建設活動は、工事の進行に応じて、工事の出来高を記録する。

2. 取引主体の分類

県民経済計算のように、マクロ集計量を取扱う勘定体系においては、行動の原理が異なる個々の経済主体を同質のグループに集約し、グループごとに勘定を作成する。SNA では異なる2つの観点から経済主体を分類する2重分類をとる。第1は制度単位を分類する制度部門分類である。制度単位は財や資産を所有し、負債を負い、自らの意思で経済活動を行う主体をいう。第2は事業所を主として生産に使用する技術の同一性によって分類する経済活動別分類である。事業所とは、1つの場所で、ある特定の生産活動を行う企業あるいは企業の一部をいう。

(1) 制度部門別分類

制度単位は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）および対家計民間非営利団体の5つに分類される。

①非金融法人企業

市場財および市場非金融サービスの生産を主活動とするすべての居住者である非金融法人企業または準法人企業である。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる公的企業および非営利団体も含まれる。

②金融機関

主に金融仲介活動または、金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動（金融仲介活動を円滑化し、促進する活動）に従事しているすべての居住者である法人企業または準法人企業である。公的金融機関および金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。

③一般政府

中央政府（国）、地方政府（県、市町村）と、公的年金、医療、介護、雇用保険などを取り扱う社会保障基金から構成される（このうち社会保障基金は、中央政府によって運営される制度と地方政府による制度が区別され、後者を地方社会保障基金という。）。これらには、一般政府および社会保障基金により支配され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれる。

④家計

住居を共にし、所得や富の一部または全部をプールし、住宅や食料を中心に、共

同で一定の財貨やサービスを消費する人々の小集団をさす。自営の個人企業も含まれる。これは、個人企業の勘定が、これを所有する家計の勘定から分離できないためである。

⑤対家計民間非営利団体

政府によって支配されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供するすべての居住者である非営利団体により構成される。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために家計が設立する自発的な団体であり、その活動は通常、会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によってまかなわれる。労働組合、政党、宗教団体、私立学校等がこれに含まれる。

以上のうち、非金融法人企業および金融機関は、民間企業と公的企業に分類される。公的企業とは、一般政府あるいは他の公的企業により所有または支配されている企業をいうが、ここでの支配とは、被支配企業の全般的な経営政策の決定権をさす。また、全般的な経営政策とは、重要な資金、経営政策など市場生産者としての企業戦略のことをいう。

なお、公的法人企業の子会社については、基礎統計上の制約から、公的法人企業には含まれていない。

(2) 経済活動別分類

経済活動別分類は、事業所を単位として行われる。事業所は通常、1つの場所で経済活動を行うが、行商のように特定の場所をもたない場合、あるいは農家、漁家などの場合は、住居をその事業所とみなす。建設に関しては、工事を施工している場所を事業所とみなす。1つの事業所で、生産技術の異なる複数の財貨・サービスの生産を行っている場合は、個々の生産物ごとに事業所を分割するよう工夫することが求められる。分割ができない場合は、産出額が最大の生産物の事業所とみなすことになる。

事業所は、産業、政府サービス生産者および対家計民間非営利サービス生産者の3つの経済活動に分類される。

(市場生産者と非市場生産者)

事業所は、市場生産者と非市場生産者に分けられる。市場生産者とは、経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が需要する量に意味のある影響を及ぼす価格）で生産物のほとんど、またはすべてを販売する生産者であって、日本の国民経済計算では産業といわれる。非市場生産者とは、無料または経済的に意味のない価格（生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいはまったく影響を与えず、また需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格）で供給される生産物の生産者であり、政府サービス生産者と対家計民間非営利サービス生産者がある。

①産業

産業（市場生産者）には、民間企業の事業所のほか、公的企業として産業に分類される政府関係機関がある。

医療機関については、同一の社会保険診療報酬制度の下で運営していることから、公立病院も含めて、すべて産業として扱う。また、主として企業のためにサービスを提供する非営利団体、家計の持ち家と政府および民間非営利団体の給与住宅、家計、政府又は民間非営利団体が自ら使用するために行う建物の建設などの資本形成が産業の範囲に含まれる。

②政府サービス生産者

一般政府を経済活動として分類する場合、政府サービス生産者という。一般政府が2次的活動として市場生産活動を行う場合、その2次的活動は分離して産業に含まれる。

③対家計民間非営利サービス生産者

対家計民間非営利団体を経済活動として分類する場合、対家計民間非営利サービス生産者という。対家計民間非営利サービス生産者が2次的活動として市場生産活動を行う場合、その2次的活動は分離して産業に含まれる。

3. 県内概念と県民概念

県民経済計算の経済取引は、その主体がその県の居住者であるか、非居住者であるかによって、また、取引の発生が県内であるか、県外であるかによって、区分して記録する。県内および県外は行政区域に対応する。また、ある経済主体の主たる関心が県内にあるとき、その経済主体は居住者であるとされる。家計であれば居住する県の、事業所であれば生産を行う県の居住者である。

財貨・サービスの生産に関する勘定は、県内で行われるすべての生産を記録する。また、県内支出に関する勘定は、県内で産出された財貨・サービスに対する支出を記録する。したがって、生産および支出に関する勘定は県内概念により構成される。

これに対し、県民所得に関する勘定においては、居住者のすべての所得を取り扱い、それが県内で発生したかどうかを問わない。すなわち県民概念に基づく。居住者は、県内の生産および県外の生産への参加あるいは資産の貸借の結果として、雇用者報酬、財産所得、企業所得等を受け取る。逆に、県内の生産から生ずる所得のうちのある部分は、非居住者に支払われる。このように、生産への寄与により居住者に帰属する所得は、県内生産から発生した所得とは一致しない。

企業には本社、工場、支店、営業所等があり、それらが複数の県にまたがる場合がある。この場合、企業の経済活動から発生する付加価値を、1つの県（例えば本社所在県）にのみ帰属させることは適当ではない。事業所を単位の基礎としている県民経済計算では、事業所が所在する県にそれぞれ経済活動の成果が帰属すると考える。

第4章 県民経済計算の勘定

県民経済計算の勘定は、統合勘定、制度部門別所得支出勘定および制度部門別資本調達勘定からなる。

1. 統合勘定

統合勘定は、財貨・サービスの取引、1次所得の分配および移転取引を、制度部門を統合して記録し、一定期間における一県の経済活動の結果を総括する。統合勘定に表章される項目の概念のやや詳細な説明は、次節以下の所得支出勘定と資本調達勘定において行う。

(1) 県内総生産勘定

表4-1に示されるこの勘定は、県内における経済活動を総括する県内総生産を生産側と支出側からとらえるものであり、制度部門の所得支出勘定および資本調達勘定を統合して記録する。

勘定の貸方（支出側）は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総支出である。構成項目としては、民間最終消費支出および政府最終消費支出、県内総固定資本形成および在庫品増加、財貨・サービスの移出、（控除）財貨・サービスの移入が示されている。

勘定の借方（生産側）は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産である。構成項目としては、雇用者報酬と営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金が示される。

県内総生産は生産側と支出側で理論上は同額となるべきものであるが、実際の推計の上では、それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、不一致が生ずる。この計数上の差額を統計上の不突合として支出側に計上し、生産側と支出側をバランスさせている。なお、国民経済計算では統計上の不突合を生産側に計上することになっている。

この勘定は、以下に述べる他の3つの統合勘定、すなわち県民可処分所得と使用勘定、資本調達勘定および県外勘定を統合することによっても得られる。

(2) 県民可処分所得と使用勘定

表4-2に示されるこの勘定においては、県内で発生する1次所得に県外からの雇用者報酬の受取(純)および財産所得の受取(純)が加えられることによって県民概念の1次所得が定義される。さらに県外からの経常移転(純)が加わって県民可処分所得が決まる。

県民可処分所得を構成するのは以下のものである。雇用者報酬は県民概念のそれであり、雇用者報酬(県内概念)と、県外からの雇用者報酬の受取から県外への支払を差し引いた県外からの雇用者報酬(純)からなる。営業余剰・混合所得は各制度部門の和である。県外からの移転項目については、県外からの財産所得(純)と県外からのその他の経常移転(純)が表章される。さらに生産・輸入品に課される税と(控除)補助金が、一般政府の1次所得として可処分所得側に計上される。

県民可処分所得から民間最終消費支出および政府最終消費支出を行い、バランス項目が県民貯蓄である。

(3) 資本調達勘定

表4-3は、資本形成とその資本調達のバランスを制度部門について統合する資本調達勘定を示す。国民経済計算では実物取引と金融取引とに区分するが、県民経済計算では実物取引について記録する。

この勘定においては、右の資本調達側に県民貯蓄と県外からの資本移転(純)が記録され、統計上の不突合が控除される。左の資本形成側には、総固定資本形成(控除)固定資本減耗および在庫品増加が記録され、県外に対する債権の変動がバランス項目である。

(4) 県外勘定

表4-4の県外勘定は、県外の視点から記録されている。国民経済計算では経常取引と資本取引に区分されるが、県民経済計算では経常取引について記録する。

経常取引は、財貨・サービスの移出(入)に加えて、雇用者報酬、財産所得およびその他の経常移転の受払が記録され、支払側の経常県外収支がバランス項目である。

表4-1 統合勘定 県内総生産（生産側と支出側）

1.1	雇用者報酬（県内活動による）	(2.4)	1.6	民間最終消費支出	(2.1)
1.2	営業余剰・混合所得	(2.6)	1.7	政府最終消費支出	(2.2)
1.3	固定資本減耗	(3.2)	1.8	県内総固定資本形成	(3.1)
1.4	生産・輸入品に課される税	(2.8)	1.9	在庫品増加	(3.3)
1.5	（控除）補助金	(2.9)	1.10	財貨・サービスの移出入（純）	(5.1)
			1.11	統計上の不突合	(3.7)
県内総生産（生産側）			県内総生産（支出側）		

(注) 1. 統合勘定構成項目の数字 1.1、1.2……5.7、5.8 は項目番号である。

2. () 内は本章の他の表における対応する項目の番号である。

表4-2 統合勘定 県民可処分所得と使用勘定

2.1	民間最終消費支出	(1.6)	2.4	雇用者報酬（県内活動による）	(1.1)
2.2	政府最終消費支出	(1.7)	2.5	県外からの雇用者報酬（純）	(5.2-5.6)
2.3	県民貯蓄	(3.5)	2.6	営業余剰・混合所得	(1.2)
			2.7	県外からの財産所得（純）	(5.3-5.7)
			2.8	生産・輸入品に課される税	(1.4)
			2.9	（控除）補助金	(1.5)
			2.10	県外からのその他の経常移転（純）	(5.4-5.8)
県民可処分所得の使用			県民可処分所得		

(注) 表4-1の注参照。

表4-3 統合勘定 資本調達勘定（実物取引）

3.1	県内総固定資本形成	(1.8)	3.5	県民貯蓄	(2.3)
3.2	（控除）固定資本減耗	(1.3)	3.6	県外からの資本移転（純）	
3.3	在庫品増加	(1.9)	3.7	（控除）統計上の不突合	(1.11)
3.4	県外に対する債権の変動				
資産の変動			貯蓄・資本移転による正味資産の変動		

(注) 表4-1の注参照。

表4-4 統合勘定 県外勘定（経常取引）

5.1	財貨サービスの移出入(純)	(1.10)	5.6	雇用者報酬(受取)	(5.2-2.5)
5.2	雇用者報酬(支払)	(2.5+5.6)	5.7	財産所得(受取)	(5.3-2.7)
5.3	財産所得(支払)	(2.7+5.7)	5.8	その他の経常移転(受取)	(5.4-2.10)
5.4	その他の経常移転(支払)	(2.10+5.8)			
5.5	経常県外収支				
支 払			受 取		

(注) 表4-1の注参照。

2. 制度部門別所得支出勘定

制度部門別の所得支出勘定は、表4-5から表4-9のとおり表章される。この勘定における主要項目は、以下のとおりである。

(1) 1次所得の分配

雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税（控除）補助金および財産所得が1次所得として、制度部門に分配される。

(雇用者報酬)

雇用者とは、県内に居住し、生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従事者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。3か月以上にわたって他県に居住して就労する季節労務者については、国勢調査に準拠して就労地を居住地とみなす。

雇用者報酬は、雇用者に対し、賃金、給与、賞与等として現金で支払われるもののほか、雇主の社会負担、食事の補助や通勤定期券など現物の形で支給されるものを含む。法人企業の役員の給与は損金経理されるものが含まれ、利益処分による役員賞与は配当として財産所得とされる。

雇用者報酬は、全額が家計の受取側に記録される。雇主の社会負担のうち現実社会負担は、強制的現実社会負担として一般政府の受取側に記録されるものと、自発的現実社会負担として金融機関の受取となるものがある。前者は公的社会保障制度に関わるものであり、後者は年金基金に関するものである。

雇主の帰属社会負担は退職一時金と労務災害補償などからなる。

(営業余剰・混合所得)

営業余剰は雇用者報酬などとともに県内総生産（粗付加価値）を構成するが、企業の経営資源に対する報酬といえる。企業会計上の営業利益に近い概念である。混合所得は個人企業の営業余剰に相当するが、個人業主の所得には雇用者報酬の性格も含まれるとして、このように呼ばれる。営業余剰は、非金融法人企業、金融機関、家計の受取として記録される。家計の受取のうち個人企業分は混合所得とされるので、営業余剰は持ち家の帰属家賃に含まれるもののみである。

(生産・輸入品に課される税(控除)補助金)

生産・輸入品に課される税は、生産物に課される税と生産に課されるその他の税の2つからなる。前者は生産物の販売や輸入に際し、その価額や数量に応じて課される税である。後者は固定資産税や自動車税など生産費用にかかわるその他の税をさし、生産要素に課される税である。

補助金は市場生産者に支払われ、その経常費用を賄い、生産物の市場価格を低下させると考えられる経常的交付金である。したがって、負の生産・輸入品に課される税として、控除される。生産・輸入品に課される税(控除)補助金は、一般政府の受取として記録される。

(財産所得)

財産所得は、利子、法人企業の分配所得、保険契約者に帰属する財産所得および賃貸料が各制度部門の受取、支払側に記録される。

このうち法人企業の分配所得は、配当と準法人企業所得からの引き出しからなる。配当は株主が法人企業に資金を利用させる対価として得る財産所得である。準法人企業は独立した法人ではないが、法人企業のように運営され、その所有者との関係が法人企業と株主の関係に似ているものであり、公的企業に多い。準法人企業からの引き出しは、これら企業の経常的な所得の所有者への配分であり、配当と似ている。家計の受取は配当のみである。

保険契約者に帰属する財産所得は、保険契約者配当と保険帰属収益からなる。後者は保険契約者の資産である保険準備金から生じる投資所得である。これらは保険会社を含む金融機関の支払側に、保険加入者である制度部門の受取側に記録される。

賃貸料は、土地等の有形非生産資産の純賃貸料(総賃貸料マイナス税金等諸経費)に加え、著作権使用料、特許権使用料など無形非生産資産の使用料を計上する。

(2) 財産所得以外の経常移転

移転とは、それと一定の関係をもった財貨・サービスなどの反対方向への流れを伴わない一方的な取引をさし、経常移転と資本移転がある。一般に繰り返し行われ、かつ消費支出など経常的支出にあてられることが予定されるものが経常移転であり、資本形成

などに使用されることが予定される移転を資本移転という。所得支出勘定では、經常移転が記録される。財産所得も經常移転であるが、これに加えて、所得・富等に課される經常税、社会負担・給付、その他の經常移転がある。

(所得・富等に課される經常税)

所得税や法人税など、かつて68SNAで直接税といわれたものをさす。非金融法人企業、金融機関および家計の支払側と一般政府の受取側に記録される。

(社会負担・給付)

家計の現実社会負担は、雇用者報酬に含まれる雇主の現実社会負担と雇用者の社会負担からなる。これらのうち公的社会保障制度を通じるものは、強制的社会負担として一般政府の受取となる。一方、年金基金に関わるものは、自発的社会負担として金融機関の受取となる。

家計の受取となる社会給付は、老齢年金などの現金による社会保障給付、年金基金による社会給付、退職一時金などの無基金雇用者社会給付および生活保護費など社会扶助給付からなる。これらは一般政府、金融機関および対家計民間非営利団体の支出側に記録される。なお、家計の受取側で、退職一時金などが雇主の帰属社会負担と無基金雇用者社会給付に二重計上される。このことが可処分所得に影響しないようにするため、同額を支払側の帰属社会負担に計上する。

(その他の經常移転)

その他の經常移転は非生命保険取引、一般政府内の經常移転、經常国際協力、他に分類されない經常移転からなる。他に分類されない經常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金、罰金が含まれる。

(3) 最終消費支出と貯蓄

家計、一般政府および対家計民間非営利団体の支払側に最終消費支出が記録され、全制度部門についてバランス項目として貯蓄が定義される。

なお、一般政府の産出のうち教育サービス、廃棄物処理などのように、その便益を受けている家計が特定できるもの、医療費・介護費のうち保険給付分、対家計民間非営利団体のサービス産出などは、現物社会移転として家計に移転されるものとする。家計最終消費支出に現物社会移転を加えて現実最終消費とし、家計の消費水準をより適切に示すものとする。

また、年金基金に対する負担とそこからの給付は、雇用者の所得の退職後への移動と考えられ、したがって、金融資産の取得とその取り崩しという金融取引である。この負担と給付は本来の可処分所得の決定に関わるべきでないが、家計は公的年金と企業年金を区別して認識することはないとして、年金基金からの給付を加え、負担を差し引いて可処分所得を定義している。年金基金年金準備金の変動は年金基金への負担から給付を差し引いたものである。これを家計の受取側と金融機関の支払側に加え、それぞれの貯蓄を、年金基金に関する負担と給付を経常移転としない場合の額として定義する。また、家計の貯蓄率の算出においては、可処分所得に年金基金年金準備金の変動を加えたものを分母とする。

表 4-5 所得支出勘定 非金融法人企業

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 賃貸料	6. 営業余剰 7. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する財産所得 (4) 賃貸料
2. 所得・富等に課される経常税	8. 帰属社会負担
3. 無基金雇用者社会給付	9. その他の経常移転 うち非生命保険金
4. その他の経常移転 うち非生命純保険料	
5. 貯蓄	
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

表 4 - 6 所得支出勘定 金融機関

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する財産所得 (4) 賃貸料 2. 所得・富等に課される経常税 3. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 年金基金による社会給付 (2) 無基金雇用者社会給付 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金 5. 年金基金年金準備金の変動 6. 貯蓄	7. 営業余剰 8. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する財産所得 9. 社会負担 (1) 現実社会負担 a. 雇主の自発的現実社会負担 b. 雇用者の自発的社会負担 (2) 帰属社会負担 10. その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

表 4 - 7 所得支出勘定 一般政府

1. 最終消費支出 2. 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 3. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) 無基金雇用者社会給付 (3) 社会扶助給付 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 5. 貯蓄	6. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する財産所得 (4) 賃貸料 7. 生産・輸入品に課される税 8. (控除) 補助金 9. 所得・富等に課される経常税 10. 社会負担 (1) 現実社会負担 a. 雇主の強制的現実社会負担 b. 雇用者の強制的社会負担 (2) 帰属社会負担 11. その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前) 現物社会移転 うち現物社会給付	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

表 4-8 所得支出勘定 家計（個人企業を含む）

1. 最終消費支出 2. 財産所得 (1) 消費者負債利子 (2) その他の利子 (3) 賃貸料 3. 所得・富等に課される経常税 4. 社会負担 (1) 現実社会負担 a. 雇主の現実社会負担 b. 雇用の社会負担 (2) 帰属社会負担 5. その他の経常移転 うち非生命純保険料 6. 貯蓄	7. 営業余剰・混合所得 (1) 営業余剰（持ち家） (2) 混合所得 8. 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a. 雇主の現実社会負担 b. 雇主の帰属社会負担 9. 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 保険契約者に帰属する財産所得 (4) 賃貸料 10. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) 年金基金による社会給付 (3) 無基金雇用者社会給付 (4) 社会扶助給付 11. その他の経常移転 うち非生命保険金 12. 年金基金年金準備金の変動
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前) 可処分所得 貯蓄率 (%)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前) 現物社会移転 うち現物社会給付

(注) 1. 可処分所得 = (受取 - 12) - (2 ~ 5 の合計)

2. 貯蓄率 = 貯蓄 / (可処分所得 + 年金基金年金準備金の変動)

表4-9 所得支出勘定 対家計民間非営利団体

1. 最終消費支出 2. 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 3. 現物社会移転以外の社会給付 (1) 無基金雇用者社会給付 (2) 社会扶助給付 4. その他の経常移転 うち非生命純保険料 5. 貯蓄	6. 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する財産所得 (4) 賃貸料 7. 帰属社会負担 8. その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM 調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM 調整前)

3. 制度部門別資本調達勘定（実物取引）

すべての制度部門の資本調達勘定が、統合勘定の資本調達勘定と同様の以下の表4-10から表4-14の形式で記録される。

土地の取引は居住者の間でのみ行われ、県をまたがる土地の売買は金融取引とみなされるため、県内では土地の売却と購入が等しい。このため、統合勘定の資本調達勘定では土地の購入（純）は記録されないが、制度部門別には純購入が記録される。

バランス項目は純貸出（+）／純借入（-）であるが、貯蓄（純）と資本移転（純）が総固定資本形成（控除）固定資本減耗、在庫品増加および土地の購入（純）の合計を上回る場合には純貸出、逆の場合には純借入となる。

表4-10 資本調達勘定 非金融法人企業

1. 総固定資本形成 2. (控除) 固定資本減耗 3. 在庫品増加 4. 土地の購入（純） 5. 純貸出（+）／純借入（-）	6. 貯蓄（純） 7. 資本移転等（純）
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

表4-11 資本調達勘定 金融機関

1. 総固定資本形成 2. (控除) 固定資本減耗 3. 土地の購入（純） 4. 純貸出（+）／純借入（-）	5. 貯蓄（純） 6. 資本移転（純）
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

表4-12 資本調達勘定 一般政府

1. 総固定資本形成 2. (控除) 固定資本減耗 3. 在庫品増加 4. 土地の購入（純） 5. 純貸出（+）／純借入（-）	6. 貯蓄（純） 7. 資本移転（純）
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

表 4-13 資本調達勘定 家計（個人企業を含む）

1. 総固定資本形成	6. 貯蓄（純）
2. （控除）固定資本減耗	7. 資本移転（純）
3. 在庫品増加	
4. 土地の購入（純）	
5. 純貸出（+）／純借入（-）	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

表 4-14 資本調達勘定 対家計民間非営利団体

1. 総固定資本形成	5. 貯蓄（純）
2. （控除）固定資本減耗	6. 資本移転（純）
3. 土地の購入（純）	
4. 純貸出（+）／純借入（-）	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

第5章 県民経済計算の主要系列表および付表

1. 主要系列表

主要系列表は、経済活動別県内総生産、県民所得および県民可処分所得の分配、県内総生産（支出側）からなる。

(1) 経済活動別県内総生産（名目、実質、デフレーター）

経済活動別県内総生産は、一定期間内に県内の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者およびこれらに含まれる経済活動別に示す。

実質値は、ある特定年次の固定価格で評価する不変価格表示方式により得る。ここでの実質化の方法は、前年の価格構造をウェイトに用いて当年の実質値の伸び率を計算し、それを毎年掛け合わせることで実質値を計算する連鎖方式を採る。

なお、経済活動別県内総生産の実質値は、産出額の実質化と中間投入額の実質化の過程の中で、産出額から中間投入額を差し引いて求めるダブル・デフレーションで行う。

またデフレーターは、名目値と実質値の比率から事後的に算出されるインプリシット・デフレーターとして求められる。

(県内総生産)

県内総生産（粗付加価値）は、産出額から中間投入を控除したものであり、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金からなる。

本社機能などのサービスの産出は、この本社に管理される事業所に配分されるものとする。この際、工場などの事業所と本社が異なる県に存在する場合は、本社サービスが県外から移入され、工場などにおいて中間投入されるものとする。

県内総生産に県外からの雇用者報酬および財産所得の純受取を加えると、市場価格表示の県民総所得が得られる。

なお、金融業の産出額は、68SNA では「帰属利子」を含むものとして推計されていたが、93SNA では「間接的に計測される金融仲介サービス（Financial Intermediation Services Indirectly Measured, FISIM）」を産出に含むものとして記録することとして

いる。

金融仲介機関のサービスの中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を適用することにより、明示的には料金を課さずに提供されるものがある（金融仲介機関への資金を貸し手（預金者）には相対的に低い利子率を支払い、資金を借り手にはより高い利子率を課する。）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、「FISIM」である。金融仲介機関で産出された FISIM は各制度部門で消費する。

（輸入品に課される税・関税）

輸入品に課される税・関税は、関税、輸入品商品税からなるが、輸入する事業所の県に計上する。国民経済計算に準じ、経済活動別には配分しない。

（総資本形成に係る消費税）

課税業者の総資本形成にかかる消費税は、他の仕入れにかかる消費税とともに、事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できるため、総資本形成については、仕入れ税額控除できる消費税額は含まずに計上することが望ましい。しかし、そのような推計は困難であるため、総資本形成を構成する財貨・サービスごとに税込表示した上で、総資本形成にかかる消費税の総額を一括して控除する。

表5-1 主要系列表1 経済活動別県内総生産（名目、実質、デフレーター）

項 目
1. 産業
(1) 農林水産業
① 農業
② 林業
③ 水産業
(2) 鉱業
(3) 製造業
① 食料品
② 繊維
③ パルプ・紙
④ 化学
⑤ 石油・石炭製品
⑥ 窯業・土石製品
⑦ 鉄鋼
⑧ 非鉄金属
⑨ 金属製品
⑩ 一般機械
⑪ 電気機械
⑫ 輸送用機械
⑬ 精密機械
⑭ その他の製造業
(4) 建設業
(5) 電気・ガス・水道業
① 電気業
② ガス・水道・熱供給業
(6) 卸売・小売業
① 卸売業
② 小売業
(7) 金融・保険業
(8) 不動産業
① 住宅賃貸業
② その他の不動産業
(9) 運輸業
(10) 情報通信業
① 通信業
② 放送業
③ 情報サービス・映像文字情報制作業
(11) サービス業
① 公共サービス業
② 対事業所サービス業
③ 対個人サービス業
2. 政府サービス生産者
(1) 電気・ガス・水道業
(2) サービス業
(3) 公務
3. 対家計民間非営利サービス生産者
(1) サービス業
4. 小計（1+2+3）
5. 輸入品に課される税・関税
6. （控除）総資本形成に係る消費税
県内総生産（4+5-6）
7. 開差

（注）実質では、最下段に「開差」が表章され、計算は{7-(1+2+3+5-6)}である。

(2) 県民所得および県民可処分所得の分配

県民所得および県民可処分所得の分配は、居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって得た純付加価値額および財産所得（1次所得）を制度部門別に分配した上で、その他の経常移転（純）を加えて制度部門別の可処分所得を記録する。

財産所得は、非企業部門につき純受取が記録される。企業部門については、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の純受取（受取－支払）を加えた企業所得が示される。

以上の合計額が要素費用表示の県民所得である。これに生産・輸入品に課される税が加算されて市場価格表示の県民所得となり、さらに経常移転の純移転が加えられて県民可処分所得となる。

表5-2 主要系列表3 県民所得および県民可処分所得の分配

項 目
1. 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a. 雇主の現実社会負担 b. 雇主の帰属社会負担 2. 財産所得（非企業部門） a. 受取 b. 支払 (1) 一般政府 a. 受取 b. 支払 (2) 家計 ①利子 a. 受取 b. 支払（消費者負債利子） ②配当（受取） ③保険契約者に帰属する財産所得 ④賃貸料（受取） (3) 対家計民間非営利団体 a. 受取 b. 支払 3. 企業所得（法人企業の分配所得受払後） (1) 民間法人企業 a. 非金融法人企業 b. 金融機関 (2) 公的企業 a. 非金融法人企業 b. 金融機関 (3) 個人企業 a. 農林水産業 b. その他の産業（非農林水産・非金融） c. 持ち家 4. 県民所得（要素費用表示）（1 + 2 + 3）
5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金 6. 県民所得（市場価格表示）（4 + 5）
7. その他の経常移転（純） (1) 非金融法人企業および金融機関 (2) 一般政府 (3) 家計（個人企業を含む） (4) 対家計民間非営利団体 8. 県民可処分所得（6 + 7） (1) 非金融法人企業および金融機関 (2) 一般政府 (3) 家計（個人企業を含む） (4) 対家計民間非営利団体
（参考）県民総所得（市場価格）

(3) 県内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター）

県内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。次の表では、国民経済計算に準じ、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出（入）が、種別、支出主体別等の細目とともに表章される。統計上の不突合は、財貨・サービスの移出（入）とともに示される。

実質値は、ある特定年次の固定価格で評価する不変価格表示方式により得る。すなわち、支出を構成する財貨・サービスを対応する価格指数で割ることにより実質化し、支出項目ごとに合計する。この場合の価格指数をデフレーターと呼ぶ。

ここでの実質化の方法は、ある年の価格構造でウェイトを固定して実質値を計算する固定基準年方式を採る。

(民間最終消費支出)

民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

家計最終消費支出は、居住者である家計（個人企業を除く）の消費財およびサービスに対する支出である。居住用の固定資産に対する支出は固定資本形成であり、最終消費支出には含まれない。住居にその所有者が住む場合には、住居が産出する居住サービスは、その所有者の産出であると同時に最終消費支出として記録される（持ち家の帰属家賃）。

家計最終消費支出の内訳項目として、国連の個別消費の目的別分類(COICOP)にしたがった12目的別消費が示される。

対家計民間非営利団体最終消費支出は、対家計民間非営利サービス生産者の産出額から商品・非商品販売額を控除したものである。対家計民間非営利団体の生産費用（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）は、一般的に販売収入では賄えず、生産費用と販売収入の差額が対家計民間非営利団体最終消費支出とされる。

(政府最終消費支出)

政府サービス生産者の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（商品・非商品販売、例えば、国公立学校の

授業料)を差し引いたものに、現物社会給付(社会保険による医療費・介護費の給付等)を加えたものを政府最終消費支出として計上する。

(総資本形成)

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計(個人企業)の支出(購入および自己生産物の使用)のうち中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫品増加からなる。

総固定資本形成は、有形または無形の資産の取得であり、①有形固定資産(住宅、住宅以外の建物および構築物、輸送機器、機械設備、育成資産(種畜、乳牛、果樹等)等)、②無形固定資産(鉱物探査、コンピュータ・ソフトウェア、プラントエンジニアリング等)、③有形非生産資産の改良(土地の造成等)を含む。

在庫品増加は、企業および一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における数量増を、その期間の市場価格で評価したものである。

(財貨・サービスの移出(入))

財貨・サービスの海外および県外との取引と直接購入から構成される。このうち直接購入とは、居住者(非居住者)による県外(内)市場での財貨・サービスの直接購入である。

表5-3 主要系列表4 県内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター）

項 目
1. 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 a. 食料・非アルコール飲料 b. アルコール飲料・たばこ c. 被服・履物 d. 住居・電気・ガス・水道 e. 家具・家庭用機器・家事サービス f. 保健・医療 g. 交通 h. 通信 i. 娯楽・レジャー・文化 j. 教育 k. 外食・宿泊 l. その他 〔(再掲) 家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃） 持ち家の帰属家賃〕 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 2. 政府最終消費支出 (1) 国出先機関 (2) 都道府県 (3) 市町村 (4) 社会保障基金 〔(再掲) 家計現実最終消費 政府現実最終消費〕 3. 県内総資本形成 (1) 総固定資本形成 a. 民間 (a) 住宅 (b) 企業設備 b. 公的 (a) 住宅 (b) 企業設備 (c) 一般政府 (2) 在庫品増加 a. 民間企業 b. 公的（公的企業・一般政府） 4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合 (1) 財貨・サービスの移出入（純） (2) 統計上の不突合
5. 県内総生産（支出側）（1 + 2 + 3 + 4）
(参考) 県外からの所得（純） 県民総所得（市場価格）

2. 付表

(1) 一般政府の部門別所得支出取引

地方政府である県と市町村、地方政府により運営される地方社会保障基金（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）および中央政府を含むその他の一般政府の4部門に分割し、それぞれの部門の所得支出取引をみることにより、政府部門が県民経済に果たしている役割を詳細に把握するための表である。

(2) 社会保障負担の明細表

社会保障負担は、社会保障基金に対する負担金であり、雇主および雇用者によるものを含む。この表においては、社会保障基金に属する制度ごとに雇主および雇用者の負担を表章する。

(3) 一般政府から家計への移転の明細表

社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付（公的年金、医療、介護、雇用保険給付等）、特定の基金、準備金を設けず雇用者に直接支払われる無基金雇用者社会給付（退職一時金、公務災害補償費等）および社会扶助給付（生活保護費、恩給等）を、制度ごとに詳細に表章する。また、現物社会給付（医療、介護の公的保険負担分等）とそれ以外の社会給付を区別することにより、一般政府の社会保障関連政策を詳細に把握することが可能となる。

(4) 経済活動別県内総生産および要素所得

経済活動別に県内総生産の1次分配が示される。経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産が、さらに、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して県内要素所得が得られる。県内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

(5) 経済活動別の就業者数および雇用者数

経済活動別県内総生産および要素所得との関連において、経済活動別の労働力の投入量が就業者数、雇用者数により示される。就業者は、雇用者、個人業主と無給の家族従

業者からなる。

2ヶ所の事業所に雇用される者については、2人と数えるため、国勢調査等の調査から得られる計数より就業者総数は大きくなっている。また、パート・タイム労働者についても、フル・タイム労働者と同様に1人としている。

(6) 家計の最終消費支出の構成

家計最終消費支出は、主要系列表に示される目的別に加え、形態別計数が表章される。

表5-4 付表1 一般政府の部門別所得支出取引

項目	国出先 機関	県	市町村	社会保 障基金	合 計	(参考) 地方社会保障 基金 ^(注) を含 む地方政府
1. 最終消費支出 うち、現物社会移転						
2. 財産所得						
3. 現物社会移転以外の社会給付						
(1) 現金による社会保障給付						
(2) 無基金雇用者社会給付						
(3) 社会扶助給付						
4. 他の一般政府部門への経常移転						
(1) 国出先機関に対するもの						
(2) 県に対するもの						
(3) 市町村に対するもの						
(4) 社会保障基金に対するもの						
5. 県外に対するその他の経常移転						
(1) 国庫に対するもの						
(2) その他に対するもの						
6. 他部門に対するその他の経常移転 うち非生命純保険料						
7. 貯蓄						
支 払						

(注) ここでの地方社会保障基金とは、事業会計の国民健康保険事業（事業勘定）、後期高齢者医療事業、介護保険事業（保険事業勘定）の3つを指す。

項 目	国出先 機関	県	市町村	社会保 障基金	合 計	(参考) 地方社会保障 基金 ^(注) を含 む地方政府
1. 財産所得 2. 生産・輸入品に課される税 3. (控除) 補助金 4. 所得・富等に課される経常税 5. 社会負担 (1) 現実社会負担 a. 雇主の強制的現実社会負担 b. 雇用者の強制的社会負担 (2) 帰属社会負担 6. 他の一般政府部門からの経常移転 (1) 国出先機関からのもの (2) 県からのもの (3) 市町村からのもの (4) 社会保障基金からのもの 7. 県外からのその他の経常移転 (1) 国庫からのもの (2) その他からのもの 8. 他部門からのその他の経常移転 うち非生命保険金						
受 取						

表5-5 付表2 社会保障負担の明細表（一般政府の受取）

項 目	雇主の 現実社会負担	雇用者の 社会負担	合 計
1. 特別会計 (1) 年金（除児童手当及び子ども手当） a. 健康保険 b. 厚生年金 c. 国民年金 (2) 労働保険 a. 労災保険 b. 雇用保険 (3) 船員保険 2. 国民健康保険 3. 後期高齢者医療 4. 共済組合 (1) 国家公務員共済組合 a. 短期経理 b. 長期経理 c. 業務経理 d. 保健経理 (2) 地方公務員共済組合 a. 短期経理 b. 長期経理 c. 業務経理 d. 保健経理 (3) その他（旧公共企業体職員共済組 合を含む） a. 短期経理 b. 長期経理 c. 業務経理 5. 組合管掌健康保険 6. 全国健康保険協会 7. 児童手当および子ども手当 8. 基金 9. 介護保険			
合 計			

表5-6 付表3 一般政府からの家計への移転の明細表（社会保障関係）

項目	現物社会移 転以外の社 会給付	現物社会移転		合計
		払い戻しによる 社会保障給付	その他の現物 社会保障給付	
1. 社会保障給付				
(1) 特別会計				
①年金（除児童手当および子 ども手当）				
a. 健康保険				
b. 厚生年金				
c. 国民年金				
②労働保険				
a. 労災保険				
b. 雇用保険				
③船員保険				
(2) 国民健康保険				
(3) 後期高齢者医療				
(4) 共済組合				
①国家公務員共済組合				
a. 短期経理				
b. 長期経理				
②地方公務員共済組合				
a. 短期経理				
b. 長期経理				
③その他（旧公共企業体職員 共済組合を含む）				
a. 短期経理				
b. 長期経理				
(5) 組合管掌健康保険				
(6) 全国健康保険協会				
(7) 児童手当および子ども手当				
(8) 基金				
(9) 介護保険				
2. 無基金雇用者社会給付				
3. 社会扶助給付				
合計				

表 5-7 付表 4 経済活動別県内総生産および要素所得

経済活動の種類	産出額 (生産者価格表示)	中間投入	県内総生産 (生産者価格表示)
	①	②	③=①-②
1. 産業 (1) 農林水産業 (2) 鉱業 (3) 製造業 (4) 建設業 (5) 電気・ガス・水道業 (6) 卸売・小売業 (7) 金融・保険業 (8) 不動産業 (9) 運輸業 (10) 情報通信業 (11) サービス業 2. 政府サービス生産者 (1) 電気・ガス・水道業 (2) サービス業 (3) 公務 3. 対家計民間非営利サービス生産者 (1) サービス業			
小計			
輸入品に課される税・関税 (控除) 総資本形成に係る消費税			
合計			

固定資本減耗	県内純生産 (生産者価格表示)	生産・輸入品に 課される税 (控除)補助金	県内要素所得 (純生産)	雇用者報酬	営業余剰・ 混合所得
④	⑤=③-④	⑥	⑦=⑤-⑥	⑧	⑨=⑦-⑧

表 5-8 付表 5 経済活動別の就業者数および雇用者数

項目 経済活動別	就業者数 (内ベース)	雇用者数 ^(注)	
		(内ベース)	(民ベース)
1. 産業 (1) 農林水産業 ①農業 ②林業 ③水産業 (2) 鉱業 (3) 製造業 (4) 建設業 (5) 電気・ガス・水道業 (6) 卸売・小売業 (7) 金融・保険業 (8) 不動産業 (9) 運輸業 (10) 情報通信業 (11) サービス業			
2. 政府サービス生産者 (1) 電気・ガス・水道業 (2) サービス業 (3) 公務			
3. 対家計民間非営利サービス生産者 (1) サービス業			
合 計			

(注) 1. 二重就業分を含んだ人数であるため、国勢調査の数値とは一致しない。

2. 雇用者数は基本的には内(就業地)ベース。ただし、合計のみ、民(常住地)ベースも並列して掲載してある。

表 5 - 9 付表 6 家計の形態別最終消費支出の構成

項	目
1. 耐	久 財
2. 半	耐 久 財
3. 非	耐 久 財
4. サ	ー ビ ス
県民による最終消費支出	

付章 県民経済計算の発展経緯

1. 県民所得統計から県民経済計算への発展

日本における県民経済計算の沿革を遡ってみると、戦後間もない昭和 22 年、一部の県で県民所得の推計が試みられて以来、国民所得統計の普及発展とともに県民所得統計も段階的に発展を続け、県民経済計算として現在に至っている。

県民所得統計の発展は、主なところをたどると次のとおりである。

- (1) 昭和 22 年、経済安定本部（現内閣府）国民所得調査室において、県民所得の概念や表章形式および推計方法などの研究が始められ、これが県民所得標準方式の端緒となった。

これに先立ち、鹿児島県は敗戦による県民経済の崩壊から県民経済の根本的建て直しを図るためには、県政はすべからず統計に基づいた科学的な施策を展開しなければならないという認識に立ち、このために県民所得統計の作成が急務であると考え、鹿児島県民所得を試算した。

これにつれて他の多くの県でも県民所得の研究や試算が始められた。

- (2) 昭和 24 年、経済安定本部国民所得調査室は、県民所得推計の指導に積極的に乗り出すとともに、その具体案として「県民所得推計試案」を作成し、発表した。
- (3) 昭和 26 年、経済安定本部国民所得調査室は、昭和 24 年版試案の改定を行い、「県民所得推計に関する試案」を作成した。これが全県に普及することとなった。
- (4) 昭和 31 年、経済企画庁（現内閣府）調査部国民所得課は「県民所得の標準方式（昭和 31 年版）」を作成した。

これは、「県民経済の循環構造を可能な限りにおいて把握し、県自体の財政経済施策の樹立に資し、さらに県民経済相互の比較を可能ならしめ、国民経済の地域分析及び国民経済的視野に立つ経済施策の樹立にも役立つこと」を目的とした。

この内容は、主要系列として県内生産所得、県民個人所得、県民個人支出、補助系列として県民分配所得、産業別個人所得を示している。

これによって、これまで試案の域を出なかったものが、はじめて本格的な標準方式として意味や内容を備えるに至った。

- (5) 昭和 41 年、国民所得統計が新方式に移行したことに伴い、県民所得標準方式につい

ても従来の主要系列等の推計に止まらず、勘定形式の採用による計算体系や新しい国民所得統計との比較並びに県際比較の向上等を目指して、改善のための研究・検討が始められた。その結果、昭和42年に「県民所得標準方式」第一次案（3月）、第二次案（8月）、昭和43年2月に第三次案、昭和44年3月に第四次案、そして昭和44年10月に第五次案が示された。

(6) 昭和45年2月「県民所得に新標準方式（昭和45年版）」が経済企画庁経済研究所国民所得部によって作成され、これに基づき都道府県が、県民所得を推計することとなった。

(7) 昭和53年、国民所得統計は1968年に国際連合において勧告された新しい国際的標準体系（68SNA）に全面的に移行し、「国民経済計算」に切換えられた。これに伴って、県民所得統計も「県民経済計算」体系への移行が進められることになった。8月には経済企画事務次官より各都道府県知事にあて68SNAの移行についての通知を行い、9月には「新県民所得標準方式（概念調整方式）」が作成された。

その後、経済企画庁経済研究所の「県民所得研究会」において、推計方法に関する研究検討が重ねられ、この成果を踏まえて、昭和55年に「県民経済計算標準方式―県民経済計算検討会議試案―」、「県民経済計算標準方式に関する推計方法―試案―」が作成された。

(8) 以後、昭和56年度から昭和57年度にわたり、「地域経済計算研究会（県民所得研究会が改称）」等での研究を重ねつつ、「県民経済計算標準方式（案）」、「県民経済計算標準方式に関する推計方法（案）」を作成した。これらを踏まえて昭和58年7月「県民経済計算標準方式（昭和58年版）」が作成された。

(9) 昭和60年、国民経済計算は、推計の主要な基礎統計である昭和55年の国勢調査、産業連関表等が出そろったことにより、従来の昭和50年基準から、昭和55年基準へと基準年次を改めるとともに、推計方法の改善・整備を行った。

これに伴い、県民経済計算においても、地域経済計算研究会において概念の一部や表章形式の変更等の検討が行われ、この成果を踏まえて昭和63年3月「県民経済計算標準方式（昭和63年版）」が作成された。

(10) 平成12年、国民経済計算は1993年に国際連合において勧告された新しい国際的標準体系（93SNA）に全面的に移行した。

これに伴って、県民経済計算も 93SNA への移行が進められることになった。平成 12 年度から平成 13 年度にわたって、推計方法の改定に伴う研究と検討が重ねられ、この成果を踏まえて、平成 14 年 5 月に「県民経済計算標準方式（平成 14 年版）」が作成された。

- (11) 平成 23 年、国民経済計算は平成 17 年基準改定を行った。この改定では、これまで一部 93SNA に移行していなかった推計項目等（FISIM の本体系への導入等）の導入が主要な改定項目となった。これに伴って、県民経済計算についても平成 17 年基準改定にかかる推計方法の改定に伴う研究と検討が重ねられ、この成果を踏まえて、平成 25 年 1 月に「県民経済計算標準方式」が改定された。

2. 県民経済計算の標準方式と国民経済計算の関連

県民経済計算の体系は、国における国民経済計算についての基本的な考え方やその構造を県という地域に援用することが着想の基盤となっている。

したがって、県民経済計算の普及、発展の沿革や経緯は、現行の国民経済計算体系が旧来の国民所得統計ないし国民所得勘定から発展拡充してきた経緯と類似している。すなわち、県民経済計算は国民経済計算の後を追って変遷してきているので、国並びに国際的な推移を理解することが県民経済計算の歴史を知る上で重要である。

国民経済計算における国際標準方式の意義と役割について国際的にみると、国民所得統計作成の端緒は第 2 次世界大戦中にあり、漸次国民所得勘定として整備されてきたが、近年においては、国民所得勘定を中核とする国民経済計算としての画期的な発展拡充の段階を迎えるに至っている。

このような国際的な規模における国民所得統計から国民経済計算への普及発展の過程において、国際的な標準化や水準向上を推進する役割を担ってきたのは、国連や OECD 等から加盟各国に対し提案された国際標準方式であった。

これらの国際標準方式のなかで、中心的かつ代表的な役割を果たしてきたものは、国連による勧告の SNA（A System of National Accounts の略称）である。その策定や改定にあたっては、理論、統計の両面における国際的な発展向上に応じ、かつまた推計実務や利用上の諸要請に対応するために、国連に専門委員会や専門家会議が組織され広範にして緻密な調査研究が進められるとともに、加盟各国の意見や経験の聴取がそのつど行われてきた。

SNA の策定が最初の成案をみたのは、1953 年（昭 28 年）で、その適用が各国に対して勧告されたのち、1955 年（昭 30 年）及び 1964 年（昭 39 年）に若干の部分改定が加えられた。その後、時代の要請にこたえるため、単なる部分改定にとどまらず、抜本的改定が提案されるに至り、数ヵ年にわたる調査研究と審議検討を重ねた結果、範囲・構造とも大幅に一新された画期的な SNA が 1968 年（昭 43 年）に採択され（68 SNA）、国連加盟各国に対し勧告された。

68SNA は、それまでの SNA が対象とした国民所得勘定の領域にとどまらず、国民所得勘定を中核としながら、国民経済計算の他の諸勘定を完全に接合した整合性のある包括的統計体系の整備を意図したものであった。

日本では 1978 年（昭和 53 年 8 月）に 68SNA に全面的に移行し、それに伴って国民所得関連統計は、従前の国民所得統計ないし国民所得勘定から国民経済計算と称されることになり、新しい発展段階に入った。

その後、20 年近くを経て、経済社会は大きく変わり、政府の役割の変化、グローバル化の進展、情報通信サービスの発展、金融市場の複雑化が急速に進んだ。こうした変化に対応した SNA を構築すべく、国際連合等で検討が進められ、1993 年（平成 5 年）に国際連合から各国に 93 SNA が勧告された。

更に、2008 年（平成 20 年）1 月には国際連合において新たな国際基準（2008SNA）が採択され、国民経済計算への導入が検討されている。